

令5産業政策第127号
令和5年(2023年)5月15日

新 海 聰 様

山口県産業労働部産業政策課
電力対策班

公文書の写しの送付について（事務連絡）

令和5年5月1日付け（5月1日受付）で請求のありました公文書の開示に係る
公文書の写しにつきましては、下記のとおり交付しましたのでお知らせします。

1 送付日時 記

令和5年5月15日

2 送付先メールアドレス

office@ombudsman.jp

3 送付方法（いずれかに○）

メール送付 · 大容量ファイル交換サービス

(注意事項)

・やまぐち電子申請サービス利用時にご登録いただいたメールアドレス宛てにメ
ールを送信しています。



第2号様式

公文書開示決定通知書

令5第産業政策第127号
令和5年(2023)年5月15日

新海聰様

山口県知事 村岡嗣政



令和5年5月1日付け(令和5年5月1日受付)で請求がありました公文書「中国電力社長が2023年4月11日に山口県庁を訪問した際の面談の記録、面談内容が分かるもの、メモ、録音・録画」の開示については、山口県情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり開示をすることと決定しましたので通知します。

記

公文書の名称	中国電力社長(株)社長の知事面会状況について
開示を実施する日時	別添事務連絡のとおり
開示を実施する場所	
開示の実施の方 法	1 <input type="checkbox"/> 閲覧・ <input type="checkbox"/> 聴取・ <input type="checkbox"/> 視聴 2 写しの交付 (1) <input type="checkbox"/> 用紙に複写又は出力したものの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口交付・ <input type="checkbox"/> 送付) (2) <input type="checkbox"/> CD-Rに複写したものの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口交付・ <input type="checkbox"/> 送付) 3 <input checked="" type="checkbox"/> その他の方法 (電子メールによる写しの交付(送付))
担当課名等	産業労働部 産業政策課 電力対策班 電話番号 (083) 933-3125 内線 3125

- 注 1 窓口で公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



第2号様式

公文書開示決定通知書

令5第産業政策第127号
令和5年(2023)年5月15日

新 海 聰 様

山口県知事 村岡嗣政



令和5年5月1日付け(令和5年5月1日受付)で請求がありました公文書「中国電力が公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令を受けた件で、2023年4月7日以前に中国電力から山口県に説明があった際の中国電力持參資料」の開示については、山口県情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり開示をすることと決定しましたので通知します。

記

公文書の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会からの排除措置命令・課徴金納付命令の受領について ・公正取引委員会からの排除措置命令等の受領に伴う今後の対応等について
開示を実施する日時	別添事務連絡のとおり
開示を実施する場所	
開示の実施の方法	1 <input type="checkbox"/> 閲覧・ <input type="checkbox"/> 聽取・ <input type="checkbox"/> 視聴 2 写しの交付 (1) <input type="checkbox"/> 用紙に複写又は出力したものの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口交付・ <input type="checkbox"/> 送付) (2) <input type="checkbox"/> CD-Rに複写したものの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口交付・ <input type="checkbox"/> 送付) 3 <input checked="" type="checkbox"/> その他の方法 (電子メールによる写しの交付(送付))
担当課名等	産業労働部 産業政策課 電力対策班 電話番号 (083) 933-3125 内線 3125

- 注 1 窓口で公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



第2号様式

公文書開示決定通知書

令5第産業政策第127号
令和5年(2023)年5月15日

新 海 聰 様

山口県知事 村岡嗣政



令和5年5月1日付け(令和5年5月1日受付)で請求のありました公文書「中国電力が公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令を受けた件で、2023年4月7日以前に中国電力から山口県に説明があった際の面談時の記録、面談内容が分かるもの、メモ、録音・録画」の開示については、山口県情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり開示をすることと決定しましたので通知します。

記

公文書の名称	排除措置命令等に係る中国電力(株)からの説明について
開示を実施する日時	別添事務連絡のとおり
開示を実施する場所	
開示の実施の方法	1 <input type="checkbox"/> 閲覧・ <input type="checkbox"/> 聽取・ <input type="checkbox"/> 視聴 2 写しの交付 (1) <input type="checkbox"/> 用紙に複写又は出力したものの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口交付・ <input type="checkbox"/> 送付) (2) <input type="checkbox"/> CD-Rに複写したものの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口交付・ <input type="checkbox"/> 送付) 3 <input checked="" type="checkbox"/> その他の方法 (電子メールによる写しの交付(送付))
担当課名等	産業労働部 産業政策課 電力対策班 電話番号(083)933-3125 内線 3125

- 注 1 窓口で公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



第4号様式

公文書不開示決定通知書

令5第産業政策第127号
令和5年(2023)年5月15日

新海聰様

山口県知事 村岡嗣政



令和5年5月1日付け(令和5年5月1日受付)で請求のありました公文書の開示については、山口県情報公開条例(以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり開示をしないことと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

記

開示請求のあつた 公文書の名称 又は内容	中国電力社長が2023年4月11日に山口県庁を訪問した際の、 中国電力側持参資料
開示をしない理由	<input type="checkbox"/> 条例第7条第1号の不開示情報に該当 <input type="checkbox"/> 条例第10条に該当(公文書の存否応答拒否) <input checked="" type="checkbox"/> 開示請求に係る公文書を保有していない(公文書の不存在) <input type="checkbox"/> その他() (理由) 中国電力側からの持参資料がなかったため
担当課名等	山口県産業労働部 産業政策課 電力対策班 電話番号(083)933-3125 内線 3125

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



第4号様式

公文書不開示決定通知書

令5第産業政策第127号
令和5年(2023)年5月15日

新 海 聰 様



山口県知事 村岡嗣政

令和5年5月1日付け(令和5年5月1日受付)で請求のありました公文書の開示については、山口県情報公開条例(以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり開示をしないことと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県知事に対して審査請求することができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

記

開示請求のあった公文書の名称又は内容	中国電力社長が2023年4月11日に山口県庁を訪問した際の、山口県側配布資料
開示をしない理由	<input type="checkbox"/> 条例第7条第 号の不開示情報に該当 <input type="checkbox"/> 条例第10条に該当(公文書の存否応答拒否) <input checked="" type="checkbox"/> 開示請求に係る公文書を保有していない(公文書の不存在) <input type="checkbox"/> その他(理由) 山口県側から配布した資料はないため
担当課名等	山口県産業労働部 産業政策課 電力対策班 電話番号(083)933-3125 内線 3125

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式

公文書不開示決定通知書

令5第産業政策第127号
令和5年(2023)年5月15日

新海聰様



山口県知事 村岡嗣政

令和5年5月1日付け(令和5年5月1日受付)で請求のありました公文書の開示については、山口県情報公開条例(以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり開示をしないことと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県知事に対して審査請求することができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

記

開示請求のあつた公文書の名称又は内容	中国電力が公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令を受けた件で、2023年4月7日以前に中国電力から山口県に説明があつた際の山口県側配布資料
開示をしない理由	<input type="checkbox"/> 条例第7条第1号の不開示情報に該当 <input type="checkbox"/> 条例第10条に該当(公文書の存否応答拒否) <input checked="" type="checkbox"/> 開示請求に係る公文書を保有していない(公文書の不存在) <input type="checkbox"/> その他(理由) 山口県側から配布した資料はないため
担当課名等	山口県産業労働部 産業政策課 電力対策班 電話番号(083)933-3125 内線 3125

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。